押印廃止に伴い、一部の手続について身分確認書類のご提示が必要となります

令和5年10月1日付けの法令改正等により、日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印などの**日雇労働関係で押印が必要となる手続を除き、雇用保険関係の**申請・届出への押印が廃止となりました。

それに伴い、以下の手続等については、**個人情報保護の観点から、事業主申請の場合は事業主(当該事業所の従業員を含む。)又は事業主から委任を受けた代理人であることを確認できる書類のご提示が必要となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。**

令和5年10月1日以降、身分確認書類のご提示が必要となった手続等

- ・雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請
- ·雇用保険適用事業所情報提供請求

身分確認書類の例(提出者別)※以下のような身分確認書類をご提示ください。

(1) 事業主

名刺、社員証、その他官公署から発行された身分証明書(運転免許証、住民票の写し)等

- (2) 申請等に係る事業所の従業員
 - 名刺、社員証、事業主が任意様式で作成した事業所の職員であることを証明する書類等
- (3) 申請等を委任された社会保険労務士
 - 名刺、社会保険労務士証票、社会保険労務士会会員証、その他官公署から発行された 身分証明書等
- (4) 申請等を委任された社会保険労務士の営む社会保険労務士事務所(法人含む)の従業員等 委任された社会保険労務士に係る上記(3)の写し、当該社会保険労務士事務所の従業員 であることを確認できる名刺(社会保険労務士事務所の名称が確認できるもの)等
- (5) 上記以外の代理人
 - 官公署から発行された身分証明書等

提出にあたっての注意事項

- ・郵送で提出する場合は、**特定記録等の記録付き郵便相当料金の切手を貼付した返信用封筒 (返信表面に「特定記録」等の郵送種別を朱書きしたもの)と上記の身分確認書類の写し**を同 封してください。
- ・申請書・請求書を提出される方が、真正な申請権・請求権を有する方であるかを確認するために、**提出された申請書・請求書の内容について、事業主様へ確認する場合があります。**